

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年6月20日午後1時30分から令和6年第6回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新 一
第2番委員	小野まり子	第12番委員	佐藤 新 浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝 弘
第4番委員	倉田和久	第14番委員	山路 和 弘
第5番委員	渡辺好章	第15番委員	小坂 倫 充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦 子
第7番委員	高橋重貴	第17番委員	小嶋 教 三
第8番委員	及川宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋 正 則
第10番委員	高橋義隆	第20番委員	菊地 正 成

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和 稔
主 事	巴 春 菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	農地の形状変更届出について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和 稔
主 事	巴 春 菜

- 議 長 只今から令和6年第6回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には3番宮本賢委員、4番倉田和久委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、報告第 3 号農地の形状変更届出についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 務 局長 【事務局 朗読説明】
 局長 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。

議 長 日程第 7、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審
 議についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 務 局長 【事務局 朗読説明】
 局長 説明が終わりました。
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につい
 て、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
 議長 挙手全員であります。
 よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 2 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
 を議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 務 局長 【事務局 朗読説明】
 局長 説明が終わりました。
 ここで、利用権設定番号 6 番と 7 番の案件について 8 番及川宏和委
 員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席
 を命じます。
 ——第 8 番委員退席——
 議長 これより、利用権設定番号 6 番と 7 番の案件について質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
 議長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

- 利用権設定番号 6 番と 7 番の案件について
原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は、原案のとおり決定しました。
8 番及川宏和委員の入席を許します。
——第 8 番委員入席——
- 議 長 8 番及川宏和委員の案件については、
原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 2 号の所有権移転番号 1 番から 2 番並びに利用権
設定番号 1 番から 5 番の案件について、質疑に入ります。質疑ござい
ませんか。
- 第 1 8 番委員 18 番田口です。農地の面積について、1 m²未満は表示しないものだ
とっていました。農地を転用したとき等に測量して、小数点以下の
m²数が出てくるものであると認識していましたが、所有権移転の 1 番
の案件に 8.88 m²とあります。これはどういうことか教えて下さい。
- 事 務 局 18 番田口委員のご質問にお答えします。
8.88 m²の面積表記についてですが、不動産登記規則で、10 m²を超える
ものについては、1 m²未満の端数は切り捨てるとされており
ます。また、10 m²未満の場合は、1 平方メートルの 1/100 未満の端数は切り
捨てるとなっていますので、8.88 という面積表記となっています。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のと
おり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和 6 年第 6 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さま
でした。

時間 14 時 10 分